

企画環境委員会会議記録（第2号）

令和5年 9月22日

福島県議会

1 日時

令和5年 9月22日（金曜）

午前 10時59分 開議

午後 0時 1分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）のとおり

4 出席委員

委員長 高宮 光 敏

副委員長 佐藤 郁 雄

委員 青木 稔

委員 宮下 雅 志

委員 円谷 健 市

委員 紺野 長 人

委員 星 公 正

委員 吉田 英 策

委員 伊藤 達 也

委員 佐々木 恵 寿

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより企画調整部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

（別紙「9月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明）

高宮光敏委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明)

高宮光敏委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

(別紙「9月議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説明)

高宮光敏委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

(別紙「9月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明)

高宮光敏委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

伊藤達也委員

企画2ページの風評・風化対策強化事業について、首都圏で開催する日本酒のイベントなど様々な催しをイメージするが、どのような内容か。

風評・風化対策室長

大消費地である首都圏、関西圏、中京圏のイベントに出展し、メディアとの連携も含めて効果的かつ戦略的に本県の復興状況を発信していきたいと考えている。具体的には、首都圏では東京駅周辺や豊洲市場等においてビジネスパーソンやファミリー層、市場関係者などを対象に県産品の魅力のPRや販売を行う事業を、西日本

では大消費地の大阪市や名古屋市等でのイベントブースに出展して県産品の販売等を行うなどにより、本県の状況をPRしていきたいと考えている。さらに、テレビやラジオ局、スポーツイベント等と連携してより集客が見込めるイベントに出展し、本県の情報を発信していきたい。

伊藤達也委員

常盤ものや加工品、日本酒、伝統工芸品など、何十種類もある多彩な県産品をPRしていくのか。

風評・風化戦略室長

委員指摘のとおりである。例えば、商工労働部所管の（公財）福島県観光物産交流協会と連携して食べ物や加工品だけでなく起き上がり小法師の絵付け体験も行うなど、各部局と連携して物販のほか観光等も含めて本県を広くPRしたい。

伊藤達也委員

今年3月にシンガポールを訪問し、県産品の商談会に参加してきた。6月には同国で最大級の日本酒フェスティバルが開催され、そこに宇宙酒も含めたふくしまの酒を初めて出展したところ行列ができたようで、今月から3蔵元の日本酒がシンガポールに正規輸出されることも決定した。イベントの効果はとても大きいと思う。商工労働部の所管かもしれないが、特に日本酒は国内のみならず世界からの注目度も高まっているため、海外に向けてもしっかり発信するようよろしく願う。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

次に、一般的事項に対する質問に入るが、この際、復興・総合計画課長より発言を求められているのでこれを許す。

復興・総合計画課長

（別紙「福島県総合計画の指標設定について」により説明）

高宮光敏委員長

ただいまの説明の内容も含め、質問のある方は発言願う。

吉田英策委員

ただいまの復興・総合計画課長からの説明について、具体的に聞く。作業員等の滞在者については、居住の出入りの把握が難しいため含めないということか。

避難地域復興課長

避難解除区域の居住人口に係る指標は、一度設定された避難指示区域の解除後に帰還する住民に係る数値であり、この数値が多いほど帰還者や避難地域への移住の増加を表すため、復興の指標として設定している。

変更の理由については委員指摘のとおり、現況値には住民登録を行っていないものの、実際に居住していた復興関係の作業員等も居住人口に含めていた。従前の総合計画も同様に取り扱っていたが、資料記載のとおり作業員等の居住の出入りの把握がなかなか難しい。住民登録を行っている人数は把握できるため、その数値を現況値として修正したい。

吉田英策委員

そもそも避難解除区域の居住人口把握のためには、震災前から居住していた住民をしっかりと把握することが必要である。復興や除染等に從事している作業員等を含めないのはある意味当然のことで、今回の修正は理解できる。帰還促進に向けて的確な指標への変更は必要だと思う。

避難地域復興課長

先ほどの説明に補足するが、震災直後は相当大勢の作業員等が避難地域に居住しており、例えば宿舍等の乱立など住まいの問題と帰還者の生活環境における整合性を図る上でも、当時は作業員等を含めた居住人口の数値が必要であった。当該指標にはそのような経過があったことも理解願う。

吉田英策委員

作業員等の生活を支えるのも当然のことだと思う。

次に、F-R-E-I（福島国際研究教育機構）の進捗状況及び現状を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

F-R-E-Iが主軸にしていく研究開発の現状を述べると、7～8月にかけて研究開発事業の公募が開始されたところであり、大方の公募期間は9月末までとなっている。F-R-E-Iのホームページによると、研究事業によって時期は異なるが、おおむね10月には契約候補者の決定、11月には契約に至る流れでいくと見込んでいる。

なお、各市町村と座談会を実施して意見交換や現場視察を行う取組も進められて

いる。さらには、F-R-E-Iの山崎理事長などが県内の大学や高校等の学生を対象にしたトップセミナーも行っている。

吉田英策委員

様々な取組が進められているようで、今後F-R-E-I周辺では様々な施設の建設や研究者等の居住に向けたインフラ整備が必要になってくると思うが、それに伴う県や市町村の負担はどのように考えているか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

研究者をはじめとしたF-R-E-I関係者の生活環境整備については、例えば住まいや教育、交通、医療などが挙げられる。これらを考えていくことは非常に重要だと思っているが、承知のとおりF-R-E-Iは国が設立した法人であるため、この点をしっかり念頭に置きつつ、F-R-E-I、国、県、市町村がしっかり検討していくべきものと考えている。

吉田英策委員

県や関係自治体の過大な負担とならないよう、その辺りは国に対してしっかり負担を求めてもらいたい。

次に、復興公営住宅について聞く。前回6月定例会時に復興公営住宅の一般公募を進めるとのことだったが、その後の状況を聞く。

生活拠点課長

委員指摘の復興公営住宅については、空き戸が増えている現状を踏まえ、来月10月の募集から入居率が80%以下の復興公営住宅は、一般の県営住宅への入居資格を有する住民も対象とする予定である。現在は11の復興公営住宅を対象に募集の準備を進めており、対象団地については県のホームページ等の様々な媒体により広報を行っている。

吉田英策委員

入居率が80%を割っている復興公営住宅のみ入居を募集するのか。

生活拠点課長

委員指摘のとおり、入居率が80%以下の復興公営住宅を対象としている。これは、現在も大熊町と双葉町では避難指示が継続していること、さらに復興公営住宅は避難者の入居を目的に設置したことから、まずは避難者の入居が優先となるためである。それでも空き戸が発生している入居率の低い復興公営住宅は、一般の県営住宅

への入居資格を有する住民も応募対象とする。

吉田英策委員

先日の台風第13号によっていわき市でも相当な被害が発生し、当面仮の住まいが必要となった被災者もいる。そのような被災者は復興公営住宅への入居が可能なのか。可能である場合、募集を行うのか。

生活拠点課長

台風第13号の被災者には、一時提供という形で復興公営住宅の募集を開始した。南相馬市では20戸程度、いわき市では復興公営住宅のみだと15戸の募集を行っている。なお、いわき市では同時並行で市営住宅や県営住宅の募集も開始している。

吉田英策委員

被災者の優先的な入居をよろしく願う。

次に、マイナンバーカードについて聞く。個人情報保護委員会が同カードを所管するデジタル庁に対し、個人情報漏えいはあってはならないとして行政指導を行ったが、これについて県はどのように受け止めたのか。

デジタル変革課長

一昨日9月20日に個人情報保護委員会がデジタル庁等に対し、マイナンバーの公金受取口座の誤登録に関して、今後の再発防止の徹底を求める行政指導を行ったと承知している。国に対しては、これまでも全国知事会を通してマイナンバー制度の安全・安定的な運用を要望してきており、引き続き県民や国民が安心できる制度運用をしっかりと求めていきたい。

吉田英策委員

これについては、所管するデジタル庁がマイナンバーカードの普及を急ぎ、2万円のマイナポイント付与や同カードと保険証の一体化を推し進めるなど、半ば強制的な推進方法が大きな問題だと思う。マイナンバーカードの交付は個人の判断が優先され、何より個人情報の流出があってはならない。さらには保険証との一体化も大きな問題があり、個人の病気等に係るデータ流出のおそれも否定できないため、廃止すべきだと思う。県もそのことを国に対して求めるべきと思うが、どうか。

デジタル変革課長

マイナンバーカードは今後のデジタル社会形成の重要な基盤であるため、引き続き普及促進を図っていくとともに、国に対しては、県民や国民が安心できる制度運

用をしっかりと求めていきたい。

吉田英策委員

個人情報保護が最優先であり、漏えいがあるてはならないため、国に対してしっかりと求めつつ、県も個人情報保護に努めてもらいたい。

次に、経済的困窮や病気等により支援を要する県外避難者の問題について聞く。継続的支援が必要な県外避難者は256世帯との新聞報道があったが、県外への避難者のうち経済や健康問題により支援を要すると県が把握している世帯数を聞く。

避難者支援課長

新聞報道があったとのことだが、その辺りの情報元は県として承知していない。県としては、復興支援員や生活再建支援拠点などの相談員が手紙や戸別訪問等により県外避難者が抱える個々の課題を把握し、その解決に努めている。委員指摘の支援を要する世帯数について、県では毎月ローリングをかけているが、最新の状況は本年8月末時点で266世帯、555名と把握している。

吉田英策委員

新聞で報道された世帯数は、県外避難者の支援事業を実施するNPO法人等の支援団体が把握している数値のようだが、今後県はこのような世帯に対する支援をどのように進めていくのか。

避難者支援課長

生活困窮や健康、介護、障がいなど様々な課題を抱えている避難者もいるが、県としては公的な支援につないでいく方法により対応している。先ほど説明した生活再建支援拠点や復興支援員のほか、当課に9名いる県外駐在担当職員が現地の避難者と接して避難先の自治体や関係機関等につなぐ役割を担っており、適切な支援を受けられるよう取り組んでいる。

吉田英策委員

県職員が自ら出向いて接するとのことで、現地の支援団体や自治体、社会福祉協議会等としっかりと連携して支援を行ってもらいたい。また、県外避難者をサポートする民間団体への補助などの支援は、今後どのように行うのか。

避難者支援課長

基本的には全国26か所に設置している生活再建支援拠点や6都県に37名配置している復興支援員をベースに支援を行っているが、もちろん委員が述べた民間団体の

力を借りることもある。民間団体が県外避難者に対する見守り活動や戸別訪問活動等を行う場合、県の補助制度により事業費を支援していきたいと考えている。

吉田英策委員

ぜひとも避難者や支援団体への支援をしっかりと強化してもらいたい。

次に、特定帰還居住区域の避難指示解除が進められているが、解除の要件を聞く。

避難地域復興課長

避難指示解除の要件は特定復興再生拠点区域と同様に、年間積算線量を 20mSv 以下とすること、生活に要する各種インフラの復旧が済んでいること、住民に対して十分に説明し了解を得ることであり、以上の要件がそろえば解除される。

吉田英策委員

特定帰還居住区域の避難指示解除に当たっては除染が重要だと思うが、除染はどのように進むのか。また、除染範囲は帰還希望者の住宅だけなのか、それとも住宅周辺や出入りする道路周辺も含めるのか。大きな問題だと思うが、その辺りを聞く。

避難地域復興課長

先ほど避難地域復興局長からも説明したとおり、昨日の新生ふくしま復興推進本部会議において、大熊町及び双葉町において先行して除染等に着手する区域に係る計画を了承したところである。除染区域の設定に当たっては、帰還希望者の自宅周辺や生活に必要なエリアも含めるよう、地元町や県がしっかりと国に要望を行っていたことから、委員指摘の周辺道路などインフラ部分も除染範囲に含まれている。

吉田英策委員

避難指示解除の要件に年間積算線量 20mSv 以下があるが、その数値を上回る地域は存在するのか。報道によると、大熊町は年間積算線量 20mSv と同程度あるいは下回っているものの双葉町には同数値を超える地域が存在しているようだが、このような地域における除染は今後どのように進むのか。

避難地域復興課長

両町における線量の詳細については手元にはないが、原発事故後に年間 50mSv を超える地域を帰還困難区域として定めたため、放射線量が相当高い地域もあると承知している。今後具体的に区域を設定して除染が行われるが、その除染は環境省が実施するため、解除基準である年間積算線量 20mSv 以下になるようしっかりと取り組んでもらうことになる。

吉田英策委員

そもそも帰還困難区域以外における除染は年間積算線量1mSv以下になるようこれまで進められてきたが、それでも不安に思う住民はいる。それなのに特定帰還居住区域における除染は年間積算線量20mSv以下を基準にするとは、帰還住民にとって不安は拭えないのではないか。特定帰還居住区域を設定するのであれば、県は国に対して当該区域以外の基準である年間積算線量1mSv以下の除染を要望すべきであると思うが、どうか。

避難地域復興課長

帰還困難区域の解除要件における年間積算線量は、これまでに解除した地域と同様の数値である。委員指摘の年間1mSv以下にする除染については、国が策定した福島復興再生基本方針に長期目標として定めており、その目標に向けて取り組んでもらえると思っている。特定帰還居住区域についても、これまでと同様に自治体の除染検証委員会等でしっかり放射線量の低減を確認した上で、避難指示解除が行われると認識している。

吉田英策委員

帰還を進めるのであれば住民が安心して帰還できる環境を整備していくことが必要だと思うため、年間積算線量1mSv以下となる除染を県として要望してもらいたい。

次に、多くの関心が寄せられているジャニーズ事務所の問題について聞く。県はTOKIOとの連携について、ジャニーズ事務所の性加害については本当に許される問題ではないとの立場だが、TOKIOのメンバーには引き続き本県を応援してもらいたい旨の文書を先日公表した。改めてどのような立場なのか聞く。

風評・風化戦略室長

基本的には9月15日に公表した資料に記載している考え方とおおりである。まず大前提として、いかなる性加害も絶対に許されるものではない。性加害は被害者の尊厳を踏みにじる極めて悪質な行為であり、決して許されない行為であるとの認識である。この問題を長期間にわたり隠蔽、放置していた責任は極めて重く、ジャニーズ事務所においては人権を尊重して被害者救済や再発防止策など、社会的責任をしっかりと果たしていくべきと考えている。その上で、先ほど委員が述べた内容と重複するが、TOKIOのメンバーは震災前から本県と深いつながりがあり、我々

が風評被害などで最も悩み、苦しんでいたときも、福島に寄り添い続け、県民を勇気づけてくれた。そして、TOKIOのメンバーが「第二のふるさと福島のために何かできないか」ということで、長年にわたり県産農林水産物のPR等に協力してもらったなど、本県を全力で応援し続けていることに感謝している。本県の復興はまだまだ長く苦しい戦いが続くため、TOKIOのメンバーには今後も変わらず本県を応援してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

その立場は本当に理解できる。ただ、(株) TOKIOはジャニーズ事務所の関連会社であり、TOKIOのメンバーは(株) TOKIOの役員も務めていたはずである。県は(株) TOKIOと直接対話してその考え方を伝え、回答や返事をもっているのか。

風評・風化戦略室長

県の考え方は9月15日に公表した資料のとおりであるが、その資料はメディア等でも広く報道され、県のホームページでも同日に公表しており、それをもって伝達したと考えている。

吉田英策委員

今ほど説明があった手法だけでは済まない気がするため、直接会って県の考え方を伝え、引き続きTOKIOには県の農産物振興への協力を依頼する対応が必要ではないかと思うが、今後そのように対応するつもりはないのか。

風評・風化戦略室長

先ほど説明したとおり、現時点では県の考え方を広く公表している状況をもって伝達したと考えている。

宮下雅志委員

先ほども質問が出たF-REIについて聞く。部長からは、本格的に動き出したことに加え、県としてもF-REIと地域の連携を促進し、構想の更なる発展につなげていくとの説明もあった。F-REIは国が設立した特殊法人であるが、県が担う役割など現時点において明確になっている部分を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

F-REIの機能の一つに、設置効果の広域的な波及がある。広域的なネットワーク形成や地域との連携促進のため、県や(公財)福島イノベーション・コースト

構想推進機構としても様々な浜通りのネットワークをF-R E Iに紹介するなど、一緒になって広域的な波及を実現していくを想定している。

宮下雅志委員

今後は数百人規模の研究者を招聘するようだが、そのうち3分の1程度は外国人だったはずである。さらには世界の第一線で活躍する研究者も招聘していくなど、最先端の研究成果の誕生がF-R E Iに期待されると思うが、その研究成果をどのような形で守っていくのか。例えばサイバー攻撃に遭わないためにも、経済安全保障の観点から情報流出の抑止や未然防止に取り組んでいくことが、このような規模やレベルの研究には必要だと思うが、その辺りについて県はどのような関わりを持つのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘のとおりF-R E Iは世界最先端の研究開発を目指しており、その研究成果の情報流出についても、まずはF-R E Iが一義的にしっかりと外部流出防止に取り組んでいくものとする。必要に応じて警察等とも連携していくと思うが、県はまず見守る立場であると認識している。

宮下雅志委員

警察等の捜査機関は非常に重要な位置づけにあると私も認識している。また、F-R E Iが一義的に取り組んでいくものとのことだが、国や関係機関を巻き込んだ未然防止対策をしっかりと構築していくことが今後非常に重要になってくるのではないか。例えば県は警察に丸投げするのではなく、国や他の機関も交えて情報流出の未然防止対策にしっかりと取り組んでいく必要があると思うが、その辺りについて聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

情報流出の未然防止対策については、しっかりとケアしていく必要があると思っている。例えば、福島イノベーション・コースト構想は国家プロジェクトとして県が主導し（公財）福島イノベーション・コースト構想推進機構や各企業とも連携しながら取組を進めているが、同構想では情報流出防止に向けて警察とも連携しつつ各企業に対策を周知する取組も行っている。研究開発の部分であるため、F-R E Iでも当然その意識は持っていると思うが、必要に応じて県からも提案していきたい。

高宮光敏委員長

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

10月3日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 0時 1分 散会)